■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
1	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	大東市生活援助型訪問サービス事業	①ロイヤルマネージャー ②優送業	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	令和7年度も上記の2事業者に委託し、事業を実施している。事業実施内容は適切であり、また、事業開始当初は説明会を実施し幅広く参加を募り、その後は声掛け等を行ってきたが、他に事業を実施できる事業者が見つからないことから引き続き随意契約を行う。
2	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	お風呂で元気事業	①社会福祉法人聖心会　ケアハウス　ホーリーハート大東 ②一般社団法人　大東倶楽部 ③医療法人光翔会　寺川クリニック	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	①、②の事業者は従前より参加し十分なノウハウと安全に実施してきた実績があることから、本事業を最も適切に実施できる事業者といえる。③の事業者は令和8年度より契約を締結している。また、東西南北のエリアで合計10か所の設置を目標とし、事業者に幅広く参加の呼びかけを続けてきたが、他に応募が無かったことから競争入札に適さない事業として随意契約により上記事業者へ委託する。
3	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	大東市地域支援事業（介護予防事業）	株式会社コーミン	¥34,856,870（固定払い） 単価契約も有り	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	当該事業者は、地域包括支援センターの運営業務の受託者であり、総合相談支援、介護予防事業、権利擁護、認知症の対応相談、包括的・継続的マネジメントを実施している。本事業は上記業務と密接に連携する必要があることから、他の事業者で実施することができないため、当該事業者と契約するもの。
4	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	大東市移送サービス事業	NPO法人　アショカ会	¥2,000,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本事業は介護予防に効果的な通いの場が近隣になく、身体機能的に自力では利用できない高齢者を、自宅から目的の通いの場までを有償ボランティアドライバーが送迎を行う移送サービス事業(ボランティア型)のボランティアドライバーが充足するまでの、補完事業として専従の運転手が移送を行う事業内容となっている。移送サービス事業は利用者やボランティアドライバー、通いの場の日々の状況等によって随時調整が必要であり、調整が生じた際には事業間で即座に連動し調整を行わなければならないため、当該事業が委託可能となるのは、移送サービスの主体となるボランティア型の移送コーディネートセンターを運営する上記事業者のみである。
5	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	大東市ふれあいデイハウス介護予防事業	①夢咲庵 ②社会福祉法人　聖心会　粋我善	賃料¥100,000（月額） 電気代¥10,000（月額） 単価契約も有り	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	①、②の事業者は従前より参加し十分なノウハウと安全に実施してきた実績があることから、本事業を最も適切に実施できる事業者といえる。本事業は、高齢者の居場所づくり・介護予防の拠点として認知症・閉じこもり予防を中心とした介護予防事業を実施しており、事業内容から競争入札に適さないため。
6	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	大東元気でまっせ体操支援事業	株式会社　OSU Health Support Academy	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	株式会社 OSU Health Support Academy （以下OSUとする）は、大阪産業大学と大東市が連携して立ち上げた健康産業のベンチャー企業であり「大東元気でまっせ体操」創設期から地域での介護予防活動支援に関わっている。OSUはこれまで、本事業を通し地域活動を支援するために、地域に出向いて講座や測定などを継続してきた実績がある。本事業をこれまで通り継続して行うには上記法人以外ない。併せて本事業は身体状況の評価・変化の確認などを通し、継続的な視点での支援を重視しているため、事業者が変更しては本事業の効果が発揮できない。以上により入札は適さないと考える。
7	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	介護予防活動推進事業（老人クラブ委託）	大東市老人クラブ連合会	¥1,285,199	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本事業は各老人クラブの適切な運営を補助し、クラブ数および会員数を増やすことを目的に実施することから、大東市老人クラブ連合会は日頃から各クラブと密接に関りがあり、クラブの運営に精通している。本事業を行えるのは大東市老人クラブ連合会以外にないため事業を委託する。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
8	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	大東市地域支援事業（包括事業）	株式会社コーミン	¥6,888,810（固定払い） 単価契約も有り	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	当該事業者は、地域包括支援センターの運営業務の受託者であり、総合相談支援、介護予防事業、権利擁護、認知症の対応相談、包括的・継続的マネジメントを実施している。本事業は上記業務と密接に連携する必要があることから、他の事業者で実施することができないため、当該事業者と契約するもの。
9	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	重度障害者住宅改造助成事業に係る助言・仕様書作成業務	特定非営利活動法人　福祉医療建築の連携による住居改善研究会	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本事業は身体障害者や病気の特性と工事内容を結びつける知識が必要であり、医療、福祉、建築の知識をもった専門職で構成された法人は上記NPO法人以外ないため、競争入札に適さない。よって、随意契約により実施する。
10	保健医療部	高齢介護室 高齢支援グループ	大東市地域支援事業（任意事業）	株式会社コーミン	¥7,346,852（固定払い） 単価契約も有り	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	当該事業者は、地域包括支援センターの運営業務の受託者であり、総合相談支援、介護予防事業、権利擁護、認知症の対応相談、包括的・継続的マネジメントを実施している。本事業は上記業務と密接に連携する必要があることから、他の事業者で実施することができないため、当該事業者と契約するもの。
11	保健医療部	高齢介護室 介護保険グループ	介護給付適正化支援システム運用支援業務	ジェイエムシー㈱　保健情報部	¥2,178,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	現在運用中の介護給付適正化支援システム『トリトンモニター』はジェイエムシー株式会社によって導入されており、他の事業者では当該業務の遂行ができないため。
12	保健医療部	高齢介護室 介護保険グループ	介護保険システム　令和7年度税制改正対応業務	富士通Japan株式会社　関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	¥9,652,500	令和8年4月15日	令和8年4月15日	令和8年8月31日	第2号	現在運用中の介護保険システムは、富士通Japan株式会社によって構築・導入するシステムであり、導入業者以外に業務委託を行った場合、問題発生時の責任の所在が不明瞭になるため、富士通Japan株式会社しか業務を履行できない。よって、本業務を他社に委託することは不可能であるため、随意契約を行うもの。
13	保健医療部	高齢介護室 介護保険グループ	サーバー及びシステム機器撤去・データ消去業務	ソレキア株式会社　大阪支店	¥1,252,460	令和8年6月24日	令和8年6月25日	令和8年9月30日	第2号	介護保険・後期高齢・障がい者福祉システムは、富士通Japan株式会社によって導入、構築されている。今回、機器撤去及びデータ消去の対象であるデータセンター内に設置されているサーバーは、配線の抜取り等の撤去方法についてシステム機器に関する高度な知識と、設置内容を十分に理解していることが必要不可欠であり、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、データセンター内に設置の他のシステムに不具合が生じ、行政事務に著しく支障が発生する。 以上の理由により、当該システムを開発及び導入した富士通Japan株式会社もしくは富士通Japan株式会社が実質的に指名するソレキア株式会社でなければ、本業務の適切かつ確実な対応を行うことができないため、随意契約を行うもの。
14	保健医療部	保険年金課	育児期間における保険料免除措置	株式会社　日立システムズ関西支社	¥1,211,100	令和8年7月15日	令和8年7月15日	令和8年11月30日	第2号	現在使用している国民年金システムは日立システムズが開発したものである。 当該業者は、本システムを開発した業者であり、システム改修の円滑な実施ができる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
15	保健医療部	保険年金課	子ども・子育て支援金制度対応システム改修	株式会社日立システムズ関西支社	¥3,859,350	令和8年5月8日	令和8年5月8日	令和8年7月31日	第2号	本業務は既存システムの改修であり、当該システムの構造等を知悉する導入・保守事業者にしか実施できないため。
16	保健医療部	保険年金課	令和8年度 大東市後期高齢者医療糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務	株式会社データホライゾン	単価契約	令和8年6月1日	令和8年6月1日	令和9年3月31日	第2号	国民健康保険における糖尿病性腎症重症化予防保健指導事業と同等の手法で実施する必要があり、その実施には株式会社データホライゾンが特許を取得している独自手法で行ったレセプトデータ分析を用いる必要があるため。
17	保健医療部	保険年金課	令和8年度国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防保健指導業務	（株）データホライゾン	単価契約	令和8年6月3日	令和8年6月3日	令和9年3月31日	第2号	令和5年度に策定した第3期データヘルス計画は、令和6年度から6年間の計画となっており、令和8年度の中間評価において効果検証を行う予定である。 現状の分析、対象者抽出、効果検証のデータ分析等の方法が変わることにより、適切な効果検証に支障をきたすため、一貫したデータ処理を担保できる前年度受託者の株式会社データホライゾンに業務委託を行い、適正かつ確実な効果検証を遂行するため。
18	保健医療部	保険年金課	令和8年度国民健康保険重複多剤服薬・重複頻回受診適正化業務	（株）日本医薬総合研究所	単価契約	令和8年6月5日	令和8年6月5日	令和9年3月31日	第2号	令和5年度に策定した第3期データヘルス計画は、令和6年度から6年間の計画となっており、令和8年度の中間評価において効果検証を行う予定である。 現状の分析、対象者抽出、効果検証のデータ分析等の方法が変わることにより、適切な効果検証に支障をきたすため、一貫したデータ処理を担保できる前年度受託者の株式会社日本医薬総合研究所に業務委託を行い、適正かつ確実な効果検証を遂行するため。
19	保健医療部	保険収納課	滞納管理システム保守業務	日本電気株式会社　関西支社	¥4,158,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	滞納管理システムは契約相手方に開発業務を委託しておりその保守業務についても同社でないと契約を履行できないため。
20	保健医療部	保険収納課	システム標準化に係る業務補助ツール構築業務(保守)	富士通Japan株式会社	¥1,650,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年9月30日	第2号	システム標準化に係る業務補助ツールを構築したのが、契約相手方であり、保守業務についても同社でないと契約を履行できないため。
21	保健医療部	保険収納課	滞納整理システム導入作業	株式会社日立システムズ関西支社	¥109,032,000	令和8年7月15日	令和8年7月15日	令和10年3月31日	第2号	導入済の住民情報系システムや、国保システム、納税債権課等で利用している滞納管理システムはガバメントクラウド環境は契約相手方のシステム上で構築されているが、データ連携・システム間の整合性の確保や業務連携の観点から、滞納管理システムも統一して導入することが不可欠であるため、同社でないと契約を履行できないため。
22	保健医療部	地域保健課	予防接種（個別接種）委託	大東・四條畷医師会 他5機関	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	被接種者の利便性を図り、協力医師を確保して最寄りの医療機関で予防接種業務を円滑に実施するため。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
23	保健医療部	地域保健課	大東市麻しん風しん混合ワクチン予防接種委託	大東・四條畷医師会	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	被接種者の利便性を図り、協力医師を確保して最寄りの医療機関で予防接種業務を円滑に実施するため。
24	保健医療部	地域保健課	肺がん検診（個別検診）読影会事務業務	大東・四條畷医師会	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	肺がん検診は専門医による二重読影が必要であり、受託できる機関が限られており、事業の性質・目的が競争入札に適さないと考えられる。肺がん検診（レントゲン直接撮影）の委託契約については、一般社団法人大東・四條畷医師会と行っており、これまで一般社団法人大東・四條畷医師会加入医療機関で多くの市民が受診している実績があることや、一般社団法人大東・四條畷医師会以外に本業務を委託できる機関がないため。
25	保健医療部	地域保健課	大東市肝炎ウイルス検査	大東・四條畷医師会 他3機関	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	市民の健康維持・増進ならびに疾病等の予防を目的としていることから、迅速かつ正確に業務を行うことが求められる。一般社団法人　大東・四條畷医師会は、その会員である医療機関に多くの市民が受診しており、市民の利益性を確保するのに必要であるため。
26	保健医療部	地域保健課	胃がん検診（内視鏡検査）、胃がん検診（バリウム検査）、ピロリ菌抗体検査、大腸がん検診、肺がん検診、喀痰細胞診、乳がん検診、子宮頸がん検診（個別検診）	大東・四條畷医師会 他9機関	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	市民の健康保持・増進ならびに疾病等の予防を目的としており、受託できる機関が限られており、事業の性質・目的が競争入札に適さない。
27	保健医療部	地域保健課	大東市国民健康保険特定健康診査	大阪府医師会 他2機関	単価契約	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本健診事業は医業のため、事業の性質上、競争入札に適さないと考えられる。 また、一般社団法人大阪府医師会との契約締結により府内ほとんどの医療機関での受診が可能となるなど、受診率の向上・健診効果が見込めることから一般社団法人大阪府医師会との契約締結をするものである。
28	保健医療部	地域保健課	大東市住民健康診査（生活保護）	大東・四條畷医師会 他3機関	単価契約	令和8年4月20日	令和8年5月1日	令和9年1月31日	第2号	市民の健康維持・増進ならびに疾病等の予防を目的としていることから、迅速かつ正確に業務を行うことが求められる。一般社団法人大東・四條畷医師会は、その会員である医療機関に多くの市民が受診しており、市民の利益性を確保するのに必要であるため。
29	保健医療部	地域保健課	医師・歯科医師会の請求書等の審査業務	大東・四條畷医師会 大東・四條畷歯科医師会	¥3,564,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本業務は各種保健事業に関して請求書の審査を委託するものであり、市域の医科・歯科医療機関のほとんどが加入する、一般社団法人大東・四條畷医師会及び一般社団法人大東・四條畷歯科医師会しか、業務が遂行できないため。
30	保健医療部	地域保健課	大東市立休日診療所に係る管理医師業務	大東・四條畷医師会	¥1,320,000	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	休日診療所は、緊急の応急処置を実施するのみで、大半の市民は、後日、地元の医療機関にかかると想定され、地元の医療機関との連携が必要不可欠となる。そのため地域の医療を熟知した大東・四條畷医師会にしか当該業務は履行できない。よって大東・四條畷医師会に管理医師の選出と管理を委託するものである。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令 第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
31	保健医療部	地域保健課	大東市成人歯科健康診査	大東・四條畷歯科医師会	単価契約	令和8年5月25日	令和8年5月25日	令和9年2月25日	第2号	本事業は、市民の歯科健康管理の向上および徹底を図るため行うものであるが、受診率を向上させ効果を高めるためには、対象者の都合に合わせて市域の近隣歯科医療機関で受診することが望ましい。このため、市域の医療機関の協力が必要であり、大東市成人歯科健康診査事業実施要綱第2条第2項に基づき、一般社団法人　大東・四條畷歯科医師会に委託するものである。
32	保健医療部	地域保健課	歯科休日急患診療業務	大東・四條畷歯科医師会	¥3,629,763	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和9年3月31日	第2号	本事業は、休日等における急病患者に対して歯科診療を確保し、応急的治療を実施するものであり、複数の市域の歯科医療機関の協力が必要となる。このため市域の歯科医療機関のほとんどが加入する「一般社団法人大東・四條畷歯科医師会」以外では履行できないため、同法人と契約するものである。
33	保健医療部	地域保健課	在宅市民健康管理事業（40歳未満）に係る健康診査	大東・四條畷医師会 他2機関	単価契約	令和8年6月11日	令和8年8月1日	令和8年12月11日	第2号	本健診事業は医業のため、事業の性質上、競争入札に適さないと考えられる。 また、一般社団法人大東・四條畷医師会との契約締結により会員の医療機関での受診が可能となるなど、受診率の向上・健診効果が見込めることから一般社団法人大東・四條畷医師会等との契約締結をするものである。
34	保健医療部	地域保健課	令和8年度　特定健診受診率向上対策事業に係る業務	大阪府国民健康保険団体連合会 ジェイエムシー株式会社	¥4,169,000	令和8年6月22日	令和8年6月22日	令和9年3月31日	第2号	大阪府国民健康保険団体連合会が保管・管理しているデータを使用し、受診勧奨業務の実施するにあたり、基本セグメントと属性の組み合わせで特定健診対象者を細かく分類し、行動経済学（ナッジ）を用いたメッセージにより対象者に合わせた勧奨通知をすることができる業者（ジェイエムシー（株））と契約締結するものである。
35	保健医療部	地域保健課	データ標準レイアウト改版に伴う健康管理システム改修業務	株式会社日立システムズ　関西支社	¥1,655,500	令和8年5月28日	令和8年5月28日	令和8年7月31日	第2号	本業務は本市が株式会社日立システムズ関西支社より導入した健康管理システムのシステム改修（国の標準レイアウト（社会保障・税番号制度の情報連携に関する改版））であり、導入した業者以外は履行困難となるため契約を締結するものである。
36	保健医療部	地域保健課	令和8年度大東市特定健康診査(集団検診)	一般財団法人大阪府結核予防会	単価契約	令和8年8月21日	令和8年10月6日	令和9年1月15日	第2号	本事業は、平成29年度から3年間指名競争入札を実施したが、指名事業者がいずれも辞退し、不調となった経緯がある。保健医療福祉センターでは、乳幼児健診をはじめとする健診事業を実施しており、保健医療福祉センターを実施場所として行う集団検診の日程が限られるため、調整困難なことが入札不調となった理由である。大阪府結核予防会は市の集団検診を担ってきていることを踏まえて契約締結をするものである。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額（税込）	契約締結日	履行期間（納入期限）		適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
37	保健医療部	地域保健課	大東市肝炎ウイルス検査(集団検診)	一般財団法人大阪府結核予防会	単価契約	令和8年8月21日	令和8年10月6日	令和9年1月15日	第2号	本件委託は、「令和８年度大東市特定健康診査(集団検診)」と同日・同時間帯・同会場で実施されるものであり、双方に検査項目として侵襲を伴う血液検査（採血）が含まれている。これらを異なる2事業者で実施した場合、会場内での受診者の動線が複雑化して大きな混乱を招くだけでなく、別々の事業者が混在して採血を行うことで検体の取り違えや本人確認の誤認といった重大な医療事故のリスクが生じる恐れがある。そのため、「令和８年度大東市特定健康診査(集団検診)」（※過去に入札不調があったことを理由に「一般財団法人 大阪府結核予防会」と随意契約予定）と一括して実施し、限られた会場スペースや医療資源を効率的に活用しながら、統一された安全管理のもとで確実な健診を遂行する必要がある。 　したがって、本事業を別業者に切り離して実施することは適当ではなく、「令和８年度大東市特定健康診査(集団検診)」を受託する同一事業者に一体的に委託することが最も合理的であると判断し、一般財団法人 大阪府結核予防会と契約締結するものである。
38	保健医療部	地域保健課	大腸がん検診・子宮頸がん検診・肺がん検診・乳がん検診・骨粗しょう症検診（集団検診）	一般財団法人大阪府結核予防会	単価契約	令和8年8月21日	令和8年10月6日	令和9年1月15日	第2号	集団検診については、医療機関が休診となる日曜日にも実施するなど、受診率向上の観点から実施する必要があるが、実施にあたっては、乳幼児健診をはじめとする各事業等を実施していることから実施日時が限られる。また、集団検診については、他の自治体や事業所等でも実施していることから、検診実施日時の確約をすることができないとの理由で、一般財団法人大阪府結核予防会以外の事業者から業務を引き受けることができないと言われた経緯がある。よって、一般財団法人大阪府結核予防会以外に実施できる事業者がいないことから、随意契約にて一般財団法人大阪府結核予防会と契約締結するものである。
39	保健医療部	地域保健課	高齢者インフルエンザ・新型コロナ定期予防接種	大東・四條畷医師会 他10機関	単価契約	令和8年8月31日	令和8年10月1日	令和9年1月31日	第2号	本件委託内容については、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延の予防を目的としていることから、迅速かつ正確に業務を行うことが求められる。被接種者の利便性の向上を図り最寄りの医療機関等で実施するために、一般社団法人大東・四條畷医師会及び北河内五市乗り入れ各医師会に委託するものである。老人ホーム等の施設入所者で予防接種を希望する者に対しては、当該施設長から協力依頼を受け承諾した医師によって実施する必要があるため、当該施設長等に委託する。また、被接種者が近隣のかかりつけ医で接種できるよう、大東市内の医師会非会員の医療機関とも契約締結委託するものである。

■令和8年度上半期　随意契約の締結状況

No.	担当部署名		契約件名	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約締結日	履行期間 （納入期限）		適用条項 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	随意契約理由
							開始日	終了日		
40	保健医療部	地域保健課	高齢者インフルエンザ・新型コロナ定期予防接種	アイルすまいるクリニック 他7機関	単価契約	令和8年9月7日	令和8年10月1日	令和9年1月31日	第2号	本件委託内容については、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防を目的としていることから、迅速かつ正確に業務を行うことが求められる。高齢者施設に入居する高齢者や在宅診療を受けている高齢者にとって、医療機関の選択は難しく、施設、または自宅に往診する医療機関による実施は必然となる。しかし、定期接種を大東市外に所在する医療機関で実施する場合は、予防接種実施依頼書の発行と費用の償還払いの手続きが必要であり、高齢者にとってその負担は大きい。 　そのため、大東市外に所在し、施設や自宅に往診を行っている医療機関の中で、昨年度高齢者インフルエンザ定期予防接種事業および高齢者新型コロナワクチン定期予防接種事業を大東市と直接契約し実績があった医療機関で、かつ今年度も医療機関が所在する自治体と高齢者インフルエンザ定期接種および高齢者新型コロナワクチン定期予防接種の委託契約を締結している医療機関とは、令和8年度も大東市と委託契約を締結するものとする。
41	保健医療部	地域保健課	高齢者インフルエンザ・新型コロナ定期予防接種	藤林クリニック	単価契約	令和8年9月11日	令和8年10月1日	令和9年1月31日	第2号	被接種者が近隣のかかりつけ医で接種できるよう、大東市内の医師会非会員の医療機関にも委託契約を締結する。
42	保健医療部	地域保健課	高齢者インフルエンザ・新型コロナ定期予防接種	クローバークリニック	単価契約	令和8年9月30日	令和8年10月1日	令和9年1月31日	第2号	本件委託内容については、感染のおそれのある疾病の発生及びまん延の予防を目的としていることから、迅速かつ正確に業務を行うことが求められる。高齢者施設に入居する高齢者や在宅診療を受けている高齢者にとって、医療機関の選択は難しく、施設、または自宅に往診する医療機関による実施は必然となる。しかし、定期接種を大東市外に所在する医療機関で実施する場合は、予防接種実施依頼書の発行と費用の償還払いの手続きが必要であり、高齢者にとってその負担は大きい。そのため、大東市外に所在し、施設や自宅に往診を行っている医療機関の中で、昨年度高齢者インフルエンザ定期予防接種事業および高齢者新型コロナワクチン定期予防接種事業を大東市と直接契約し実績があった医療機関で、かつ今年度も医療機関が所在する自治体と高齢者インフルエンザ定期接種および高齢者新型コロナワクチン定期予防接種の委託契約を締結している医療機関とは、令和8年度も大東市と委託契約を締結するものである。